

日本遺産概要パンフレット、ポスター及びPRフラッグ制作業務委託 仕様書

本仕様書は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会（以下「甲」という。）が発注する「日本遺産概要パンフレット及びポスター制作」を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

文化庁が進める日本遺産として、「明治貴族が描いた未来 ～那須野が原開拓浪漫譚～」が認定されたこの機会を生かして、那須野が原（大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町）を巡る旅づくりや地域資源の観光資源への転換を進める地域観光振興の取組を進めることとしている。

本業務は、認定された日本遺産のストーリー及び構成文化財を中心に、観光素材等をPRし、那須野が原の歴史・文化的なイメージを那須野が原内外に定着させることを目的とする。

2 委託業務名

日本遺産概要パンフレット、ポスター及びPRフラッグ制作

3 契約期間

契約日から平成31年3月15日まで

4 提案上限額

1,095,000円（消費税および地方消費税を含む）

5 構成内容、規格・品質及び部数等

（1）概要パンフレット

ア 構成内容

- ① 「明治貴族が描いた未来 ～那須野が原開拓浪漫譚～」ストーリー概要
- ② 構成文化財
- ③ エリアマップ
- ④ その他（那須野が原のPRに資するもの）

イ 規格・品質

- ① 体裁 A4判観音開折
- ② 用紙 再生コート紙73kg程度（グリーン購入法に適合のこと）
- ③ 色数 両面カラー4C

ウ 部数

50,000部

（2）ポスター

ア デザイン

日本遺産「明治貴族が描いた未来 ～那須野が原開拓浪漫譚～」がイメージできるデザインとすること。

イ 規格・品質

- ① サイズ B 1 及び B 2
- ② 用 紙 コート 1 3 5 K 程度
- ③ 色 数 カラー 4 C

ウ 部数

6 5 0 部

<内訳>

B 1 : 1 0 0 部 (ポスターの下帯 (縦 1 1 5 mm 程度) として、事務局が指定するデザインを入れること。

B 2 : 5 5 0 部

(3) P R フラッグ

ア デザイン

日本遺産「明治貴族が描いた未来 ～那須野が原開拓浪漫譚～」がイメージできるデザインとすること。

イ 規格・品質

- ① サイズ 横 4 5 0 × 縦 1 8 0 0 mm
- ② 材 質 ポンジ
- ③ 色 数 カラー 4 C

ウ 枚数

8 0 枚

エ その他

のぼり旗を設置するためのポールを附属品として付けること。

6 デザイン

- (1) 各制作物のデザインは、統一のとれたものとする。観光客等の日本遺産の周遊を促進する内容とする。
- (2) 制作物には、日本遺産のロゴマーク、文化庁のイメージマーク及び「日本遺産魅力発信推進事業」を掲載すること。使用にあたっては、「使用マニュアル」及び「使用ルール」に準拠すること。

7 校正等

校正の時期・回数については、協議のうえ決定する。

8 仕分・梱包

- (1) 協議のうえ決定した部数を単位として梱包すること。
- (2) 納品時の運搬、積み降ろし作業等において、荷崩れしないように梱包すること。

9 納品等

- (1) 納品先
 - ・那須塩原市役所商工観光課
 - ・大田原市役所商工観光課
 - ・矢板市役所商工観光課
 - ・那須町役場観光商工課
- (2) 閲覧・公開用データの提供
 - ・紙媒体に併せてCD等の電子媒体を提供すること。
 - ・自由にホームページ等で公開できる電子版パンフレットデータを提供すること。

10 その他

- (1) 乙は契約締結後、速やかに事業計画書を提出する。
- (2) 業務の円滑な進捗及び成果を把握するため定例的な打合せを行う。また、受託者は打合せ記録簿を作成すること。
- (3) 乙が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、那須塩原市個人情報保護条例（平成20年条例第32号）那須塩原市個人情報保護条例施行規則（平成20年規則第54号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他、個人情報の保護に努めること。
- (4) 乙は、本委託業務を行うにあたって業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の制作物等の所有権・著作権は原則として甲に帰属する。
- (6) 乙は、乙が甲に納品したデザインを含む一切の成果物について、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害してはいけない。侵害した場合には、乙は、その損害に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲から提供があったデータについては、この限りではない。
- (7) この仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、甲と乙で別途協議する。

11 支払条件

業務完了後の一括払